

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

〃

○ 〃

（以上県例規集登載）

【告示】

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

保安林の解除予定

〃

〃

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

【公告】

○ 公共測量の実施

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

の完了

〃

〃

〃

航空企画推進課

組合指導課

指導監査室

治山課

〃

〃

〃

監理課

建築指導課

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第一号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年一月七日

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。
別表第三航空企画推進課の部1の項に次のように加える。

岡山県知事 伊原木 隆 太

6 危害行為の防止のための措置の実施に係る空港等の設置者等の職員の指定（第131条の2の3第2項）	(1) 岡山空港に係るもの								○	岡山空港 管理事務 所長	
	(2) 岡南飛行場に係るもの								○	岡南飛行 場管理事 務所長	
7 危険物等所持制限区域の指定及び変更並びに当該区域の指定及び変更に係る意見の聴取並びに当該区域の管理者の指定（第131条の2の5第1項から第3項まで）	(1) 岡山空港に係るもの								○	岡山空港 管理事務 所長	
	(2) 岡南飛行場に係るもの								○	岡南飛行 場管理事 務所長	
8 危険物等所持制限区域の指定及び変更に係る国土交通大臣との協議（第131条の2の5第2項, 第3項）									○		

附 則

この規則は、令和四年三月十日から施行する。

令和4年1月7日 岡山県公報 第12359号

◎岡山県告示第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

サラメシ本舗

2 所在地

真庭市落合垂水七二九―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社今本屋

2 主たる事務所の所在地

真庭市落合垂水七二九―二

三 指定年月日

令和四年一月一日

四 事業所番号

三三一―四〇〇三二五

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

◎岡山県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和四年一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
浅口郡里庄町大字浜中字笹山一二六九の七、一二七〇の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

◎岡山県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和四年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

1 浅口郡里庄町大字浜中字野宮三五九の二、三七九の二、三八〇の二、三八一の二、三八一の三、三八二の五、三八二の六、字皿池五八一の六、五八一の一から五八一の一四まで、五八一の一六、五八一の一八、一二九〇の二、一二九六の二、一二九七の二、一二九八の二、一三〇一の二、一三〇三の二、一三〇四の二、一三〇五の二、一三〇六の二、一三〇七の二、字別山一三〇八から一三一〇まで、一三一一の二（以上二十七筆国有林）

2 笠岡市西大島字別山二九九九、三〇〇四の二、三〇〇五の二、三〇〇七の二、三〇〇八の二、三〇一一の三（以上六筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和四年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

浅口郡里庄町大字浜中字皿池六一八の五から六一八の七まで、六一八の九、字笹山
一二五〇の二、一二五一の二、一二五二の三、一二五四の三、一二五四の四、一二五
五の三から一二五五の五まで、一二五六の三、一二五八の三、一二五九の二、一二六
〇の三、一二六〇の四、一二六一の三、一二六二の二、一二六三の二、一二六八の三
から一二六八の五まで、一二六九の八、一二七〇の五、一二七〇の六、一二七一の三
（以上二十七筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
総社市黒尾字追分八五五から八五八まで、八五九の一、八五九の二、八六〇の
一から八六〇の四まで、八六一の一から八六一の四まで、八六二から八六七まで、八六九、
八七〇

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字追分八六〇の一・八六〇の二・八六一の一・八六二から八六六まで（以上八
筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備
え置いて縦覧に供する。）

令和4年1月7日 岡山県公報 第12359号

〔四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
赤磐市下仁保地区	公共測量（水準測量）	令和四年一月十一日から同年三月三十一日まで

令和4年1月7日 岡山県公報 第12359号

〔五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年一月七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林五九一―一、五九一―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市新田二四七六―二ヴェラビスター〇二号

木戸 洸佑

木戸 友美

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十月十五日岡山県指令建指第二六五号

令和4年1月7日 岡山県公報 第12359号

〔六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市上林字佳美林六四―三、六四―四
- 二 許可を受けた者の住所及び氏名
総社市井尻野七九三―一マーヴェラスB棟二〇一
坂口 陽祐
- 三 許可年月日及び許可番号
令和三年十一月八日岡山県指令建指第二八六号

令和4年1月7日 岡山県公報 第12359号

〔七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年一月七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林五九一丸

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原九七六一七二グレースコートB二〇二

文屋 佑紀

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十一月八日岡山県指令建指第二八八号

令和4年1月7日 岡山県公報 第12359号

〔八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手井手ノ内一―一―一、一―一―二、一―一―三、一―五―一、一―六―三、一―二四―一、一―五―三の一部、一―二四―二の一部、一―五―三地先から一―二四―二地先まで水

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一―二

池上 英政

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十月二十七日岡山県指令建指第二七三号